

大 歯 発 第 6 3 3 号
令 和 2 年 9 月 1 7 日
(学術地域保健課扱い)

地 区 代 表 者 殿

大 阪 府 歯 科 医 師 会
会 長 太 田 謙 司

有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について

平素は、会務運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題の件につきましては、コロナ禍において令和2年4月24日付事務連絡で厚生労働省から下記Q&Aの通知がなされております。

しかしながら、現状、社会福祉施設等（有料老人ホーム等を含む）において、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、禁止する又は控えさせるといった事案が発生していることから、このたび大阪府歯科医師連盟より公明党へ要望、再度9月4日付にて別添のとおり周知文が発出されましたのでお知らせいたします。

訪問診療にあたりましては、入居者・高齢者の皆様の口腔健康管理に十分な配慮をいただくよう施設等とご協議くださいますようお願いいたします。

貴職にはお忙しいところ誠に恐縮に存じますが、貴地区所属の本会会員の先生方へご周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

令和2年4月24日付事務連絡

問1 令和2年4月7日事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」の別紙「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」において、面会の取り扱いは、「感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き制限すること」とあるが、訪問での診療は面会に該当するのか。

(答) 訪問診療は利用者と保険医療機関で計画的な医学的管理の下で医療を提供するものであり、面会に該当しない。医療従事者は感染予防策を実施しているので、利用者から訪問診療の希望を受けた場合は、施設は適切に受け入れをお願いしたい。

【別添】

事務連絡
令和2年9月4日各 (都道府県)
指定都市 福祉担当部局
中核市 介護保険担当部局厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただき
おり、深く感謝申し上げます。

昨今、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下、「有料老人ホーム等」という。）において、入居者が希望する医療・介護サービス等（特に当該有料老人ホーム等の運営主体以外が提供するサービス）の利用について、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、禁止する又は控えさせるといった事案が発生しています。

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日老発第0718003号・最終改正平成30年4月2日老発0402第1号厚生労働省老健局長通知）」及び「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成21年8月19日厚生労働省・国土交通省告示第1号）」にも入居者が希望するサービスを制限しないこととされており、さらに、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年3月6日付事務連絡）」及び「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付事務連絡）」に関するQ&A（その2）について（令和2年4月24日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」において、施設には訪問診療の適切な受け入れをお願いする旨、お示ししています。

医療・介護サービス事業所において、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に当該サービスの利用を制限することは不適切であり、入居者が希望する、もしくは入居者に必要である各種訪問系サービス及び通所系サービスや、訪問診療、計画的な医学管理の下で提供されるサービス等について、不当に制限することがないよう、あらためて管内の有料老人ホーム等に対しての周知をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染防止に向けた取組については、別添の「社会福祉

施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」のうち、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について」等においてお示ししているため、引き続きご対応いただくよう、あらためて管内の有料老人ホーム等に対し周知をお願いします。

以上